

青森県教育委員会第711回定例会会議録

期 日 平成20年4月9日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について ... 原案決定
議案第2号 県天然記念物の指定について ... 原案決定
そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画(案)地区説明会について
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成20年4月9日(水)

- ・開会 午後3時30分
- ・閉会 午後3時43分
- ・出席者の氏名
川村恒儀、鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
鈴木委員、福島委員
- ・書記
相坂 譲、白戸克幸

会 議

議案第 1 号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(事務局説明 外崎参事・文化財保護課長)

青森県文化財保護審議会委員の任期が、平成 20 年 4 月 8 日をもって満了となったので、委員 13 名を委嘱又は任命するものである。

月舘敏栄氏ほか 11 名は再任することとし、新たに歴史資料の担当として瀧本壽史氏を任命し、学識経験者として前田みき氏を委嘱するものである。

なお、委員の任期は本日、平成 20 年 4 月 9 日から平成 22 年 4 月 8 日までの 2 年間である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第 2 号 県天然記念物の指定について

(事務局説明 外崎参事・文化財保護課長)

平成 20 年 3 月 27 日に青森県文化財保護審議会から、県天然記念物として指定することが適当であるとの答申があった「中野神社の対植えのモミ」を県天然記念物に指定することを提案するものである。

「中野神社の対植えのモミ」は、黒石市大字南中野の中野神社境内にある随神門の前に対で植えられた、樹高約 36メートル、幹回り約 4.5メートルと、樹高約 34メートル、幹回り約 3.9メートルのモミの大木で、樹齢は、いずれも約 200年以上と推定されている。

本県に現存するモミの大木は大半が単木であり、しかも分布は積雪の少ない南部地方に偏っているのに対し、同木は、神前にある対植えとなっているモミの大木として本県唯一であり、しかも自生の北限を越えた厳しい風土に耐え、200年以上経た現在も対植えの形態を整然と保っていることから貴重なものである。

このように、「中野神社の対植えのモミ」は文化財として高く評価できるものであり、県天然記念物に指定し、保護すべきものであると考えている。

(川村委員長)

何か質問はあるか。

なければ、議案第 2 号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第 2 号は原案どおり決定する。

そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画（案）地区説明会について
（事務局説明 白石教職員課長）

3月31日に公表した「県立高等学校教育改革第3次実施計画（案）」について、現在、5月20日（火）まで、50日間にわたるパブリックコメントを実施している。小・中学校等へ通う児童生徒の保護者については、「教育広報」を臨時に発行し周知を図るとともに、保護者を含め広く県民の皆様から御意見・御感想をいただくため、4月22日東青地区・県総合社会教育センターを皮切りに、5月8日までの日程で、県内6地区で説明会を開催することとしたものである。

この説明会等を通して、県民の皆様から御理解をいただくよう努め、7月中旬から下旬を目途に実施計画として策定したいと考えている。

（川村委員長）

意見、質問はあるか。

（島委員）

この地区以外で、募集停止などの対象となる学校の地区で特別に説明会を開く予定はないか。

（事務局説明 白石教職員課長）

県教育委員会で設定しているのは6回を予定しているが、島委員からあったように、学校からの要請に応じ、あるいは地区の要請に応じ、出向いて説明しようと考えている。既に、何件か問い合わせもあるので、十分に対応していきたいと考えている。

（川村委員長）

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。

この実施計画（案）は、保護者や地域住民の皆さんの理解を得ながら進めていく必要があると思うので、十分に説明を尽くしていただくようお願いしたい。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

（事務局説明 白石教職員課長）

県教育委員会が3月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

3月中に懲戒処分を行った事案は6件である。

その内訳は、事案1が自動車を運転中に人身事故を起こしたものの、事案2は最高速度を超える速度で自動車を運転し、警察に検挙されたもので、それぞれ戒告及び減給の懲戒処分とした。

事案3については、既に公表しているが、高等学校の授業料及び生徒徴収金並びに職員親睦会費の合計109万3,960円を横領した高等学校事務職員を免職の懲戒処分としたものである。事案4は、3月19日の臨時会で決定いただいたもので、監督責任として、校長を戒告の懲戒処分、事案5及び6は、直接の監督責任として、事務長を減給の懲戒処分としたものである。

（教育長説明）

この横領に関する処分を受け、教職員の服務規律の確保の徹底について、処分日

と同日付けで通知を発したほか、本日開催された市町村教育委員会教育長会議において、私から強く要請したところである。また、来週開催される予定となっている県立学校長会議、併せて緊急の事務長会議も開催し、要請して参りたい。

今後とも教職員一人一人がその教育公務員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な確保に努めるよう、様々な機会を捉え、周知徹底を図って参りたい。

(川村委員長)

意見、質問はあるか。

なければ、懲戒処分の状況については了解した。

今後とも、教職員の服務規律の確保のため、指導の徹底を図っていただくようお願いしたい。